

産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 資源循環経済小委員会

脱炭素化再生資源利用ワーキンググループ（第2回）

議事録

■ 日時：令和7年12月24日（水）17：00～18：00

■ 場所：対面・オンライン開催（Teams）

■ 出席者：山本委員長、栗生木委員、梅田委員、村上委員

■ 議題：

○事務局説明

○自由討議

■ 議事概要

○山本委員長　それでは、定刻となりましたので、ただいまより第2回脱炭素化再生資源利用ワーキンググループを開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。司会を務めます委員長の山本です。よろしくお願いいたします。

本委員会は、対面とオンラインのハイブリッド形式で開催し、委員会の模様は YouTube にてライブ配信しております。

開会に当たりまして、三牧課長より一言御挨拶をお願いいたします。

○三牧課長　資源循環経済課　三牧でございます。

本日は、クリスマスイブの夕方という非常にお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。そして、山本委員長につきましては、朝も会議だったということで、ダブルヘッダーで本当にお疲れさまでございます。

5月に資源法を改正いたしまして、政令のところは皆様に御了承いただいて、先日、無事公布されたというところで、今日は省令の内容というところで、より具体的な容器包装の対象であったり、判断基準であったり、また定期報告のフォーマットであったりというところを御説明させていただいて、御審議いただくというところで、限られた時間でありますけれども、ぜひ忌憚なき御意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○山本委員長　ありがとうございました。

それでは、議事に先立ちまして、事務局から出欠状況の確認をお願いいたします。

○葉山総括課長補佐　資源循環経済課総括補佐の葉山です。今日はよろしくお願いいたします。

します。

委員の出席状況につきましては、三室委員が御欠席と御連絡をいただいております。村上委員と梅田委員はオンラインで御出席となっております。本委員会は過半の委員に御出席いただいておりますので、定足数を満たしていることを御報告いたします。

○山本委員長 葉山補佐、ありがとうございました。

それでは、次に資料の確認についても葉山補佐からお願いいたします。

○葉山総括課長補佐 本日の資料ですけれども、資料1から資料3まで合計3種類の資料がございますので、お手元のiPadで御確認をお願いできればと思います。

オンラインで御参加いただいている委員におかれましては、事前にお送りしているメールに添付しておりますので、もし不備がございましたら、事務局にお申しつけください。

○山本委員長 葉山補佐、ありがとうございました。

本日は、指定脱炭素化再生資源利用促進製品に関する省令案について、まず事務局より説明いたします。内容については資料3にまとめてございますので、そちらをお手元に御用意いただきますようお願いいたします。

なお、本日の予定は18時までとしておりますが、早めに終わりました場合、それより前に閉会となることもありますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、議事を進めさせていただきます。初めに、事務局より、資料3に関して御説明いただきたいと思います。

今井補佐、それではよろしくをお願いいたします。

○今井課長補佐 資源循環経済課の今井と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料3について事務局より御説明させていただきます。

まず2ページを御覧いただければと思います。先般12月12日に公布されました改正資源法施行令において、脱炭素化再生資源として再生プラスチック、そして指定脱炭素化再生資源利用促進製品として、プラスチック製容器包装と家電4品目、自動車を指定することといたしました。

次、3ページをお願いいたします。プラスチック製容器包装につきまして、主務省令において具体的な容器ですとか、プラスチック製容器包装の対象から除かれるものを定めることとなっております。

そちらの案につきましてですけれども、まず第1条でプラスチック製の容器ということで、ここに記載の1号から11号までであるように、具体的な容器の類型を定めたいと考えて

おります。

第2条のプラスチック製容器包装から除かれるものということで、これまでの資源循環経済小委員会でも議論させていただいたとおり、まずいわゆる指定PETボトルを除いた食料品、そして医薬品及び医薬部外品の一部については、食品衛生法ですとか薬機法の衛生面での制限があるということを踏まえまして、現時点では対象から除外したいと考えてございます。

では、次に4ページ目をお願いいたします。具体的に、それぞれ指定脱炭素化再生資源利用促進事業者の判断基準ということで御説明させていただきます。

主務省令においては、プラスチック製容器包装、自動車、それから家電4品目について、製品ごとに製造事業者及び輸入販売事業者の判断の基準となるべき事項を定めることとなっております。こちらの判断基準につきましては、生産量や販売量の要件に関わらず、全ての事業者が対象となるものでございます。

判断基準省令を製品ごとに定めるのですけれども、内容は基本的に製品共通のものが多く、今回は自動車のケースを例としてここに記載させていただいております。

まず、第1条、目標の設定というところで、自動車の製造事業者は、技術的かつ経済的に可能な範囲で、製造する自動車に係る再生プラスチックの利用量及び利用率の向上を計画的に行うため、再生プラスチックの利用の促進に関する目標を定めるものとするとして書いております。

第2項で、再生プラスチックの利用量及び利用率の向上に当たりまして、国産再生プラスチック、こちらは国内で生産された再生プラスチックのことを指しております。その利用が我が国の資源有効利用及び脱炭素化に資することに鑑み、国産再生プラスチックを利用するよう配慮するものとするとして書いてございます。こちら、義務的な規定というよりは、あくまで国産再生プラスチックの利用に関する配慮規定という形で書いてございます。

第2条として、安全性等の配慮ということで、自動車につきましては、自動車の安全性及び耐久性、その他、必要な事情に配慮しながら、再生プラスチックの利用を促進することとしたいと考えております。

次に、5ページ目をお願いいたします。第3条で技術の向上について定めております。計画を作成するに当たり、目標の設定だけではなく、具体的に技術の向上に関する計画も伴って事業者の方々には取り組んでいただきたいと考えてございます。

具体的には、まず1つが、再資源化を行う事業者と連携して、使用済みの自動車から再

生プラスチックとして利用することができる可能性のあるものを効率的に取り出す技術。
2つ目に、再生プラスチックを自動車に利用する技術。最後に、その他必要な技術ということで、具体的に記載しております。また、容器包装につきましては、単一素材ですとか、使用する素材の種類が少ないプラスチック製容器包装を製造する技術というところも追加してございます。

次に、第4条の二酸化炭素の排出量の削減につきましては、今回、脱炭素化再生資源というところで、資源循環のみならず、脱炭素化にも資するような再生資源の利用を趣旨としてございますので、再生プラスチックの利用を促進することにより、原材料の調達、製造、廃棄、これらのライフサイクルの過程において発生する二酸化炭素の排出量の削減に努めるものとするというような努力規定を記載してございます。

第5条、管理体制の整備というところで、こちらの計画の実施を社内で、しっかりと管理体制を伴って実施していただくという観点から、まず1つ目が、再生プラスチックの利用量及び利用率を適切に把握し、その記録を行うものとする。

第2項としまして、記録の作成や再生プラスチックの利用促進に関する事務を適切に行うため、事業場ごとの責任者の選任等の管理体制の整備を行うものとするとしております。

次に、6ページ目をお願いいたします。こちらは輸入販売事業者の判断の基準となるべき事項がこちらの3つの条になります。

まず、第6条といたしまして、輸入販売事業者は、再生プラスチックが利用された自動車を自ら輸入して販売することにより、再生プラスチックの利用を促進していただきたいと考えております。そのために、自ら輸入して販売する自動車に係る再生プラスチックの利用量及び利用率に関する目標を、外国における製造事業者と協力しながら定めるものとするとして記載しております。

第7条の二酸化炭素の排出量の削減は、こちらにも製造事業者と同様に、再生プラスチックが使われた自動車を輸入することによって、二酸化炭素の排出量の削減に努めるものとして書いております。

最後に、第8条、知識の向上というところで、製造事業者のときには管理体制の整備と書いてございましたけれども、輸入販売事業者につきましては、再生プラスチックの利用の促進に関して、必要な知識の向上を図るものとするとしております。

では、次に7ページ目をお願いいたします。次が再生プラスチックの利用に関する計画

作成・定期報告に関する御説明でございます。

先ほど御説明した判断基準は、生産量、販売量によらず、全ての事業者に係るものでしたけれども、計画の作成と定期報告については、生産量、販売量が一定以上の製造事業者、輸入販売事業者に係るものとなっております。

まず、計画につきましては、プラスチック製容器包装と家電については5年以内、自動車については10年以内の目標を設定して提出いただきたいと思いますと考えております。計画期間が終わるまで、内容に変更がなければ、毎年の提出は不要と考えております。

計画の実施状況について定期の報告と定めておりますけれども、こちらは毎年度、事業者には提出いただきたいと思いますと考えております。

以上の内容を条文に落とし込むとこちらの案のような形で、ちょっと複雑な書き方になっているのですが、このように定めたいと考えております。

また、一番下の行の附則と書いてあるところで、計画と定期報告の開始年度について規定しております。計画の提出については、令和8年10月1日以降、最初に開始する事業年度から適用と書いていますけれども、具体的には2027年6月末に最初の提出をしていただく。定期の報告につきましては、令和9年10月1日以降、最初に開始する事業年度からというところで、具体的には2028年9月末から提出していただくということを考えております。

では、次に8枚目をお願いいたします。裏側の計画の様式の具体的な案になってございます。計画のフォーマットとしては大きく2つのパートがございます。1つ目は、数値目標に関してでございます。こちらの表にあるように、まず製造する指定脱炭素化再生資源利用促進製品に係る再生プラスチックの利用量、利用率を1段目に記載していただく。

その次に、事業の用に供するために発注して製造をする、他者に製造を委託するような場合の再生プラスチックの利用量、利用率を2行目、3行目に自ら輸入して販売する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用量、利用率を記載していただく予定でございます。

まず①で何年度と書いていますけれども、こちらは先ほど御説明したとおり、プラスチック製容器包装と家電については5年以内の目標年度を定めていただく予定です。

②として、任意で何年度と書いてございますけれども、こちらはより長期の目標を事業者の皆様が定めた場合には、参考としてこちらにも記載していただきたいと思いますと考えております。

次に、計画内容というところですが、(1)の技術の向上というところで、先ほど判断基準の中で触れたような具体的な技術の向上にどのように取り組んでいくのかというところを、それぞれの企業の事業の計画を書きいただきたいと思います。

(2)のその他は自由記載を考えております。

次に、9ページ目をお願いいたします。こちらが定期報告の様式の案になります。

まず、再生プラスチックの利用の促進に関する報告というところで、数値的な報告のところでございます。これも計画と同様の様式とさせていただいておりますけれども、まず①の報告年度のところについて、それぞれ製造事業者、製造発注事業者、輸入販売事業者がその報告年度に利用した再生プラスチックの利用量、利用率を書きいただきたいと思います。

そして、②の報告年度の前年度というところで、前年度との比較をしたいと考えておりますので、前年度の実績についても②のところに記載していただくことを考えております。

定期報告につきましては、内訳として、国産再生プラスチックをそのうち何トン使ったかというところも、我々政府として、国内循環の進展度合いというところを把握したいと考えておりますので、こちらは集計できたらということで任意報告とさせていただきたいと思いますけれども、集計できる事業者におかれましては、参考までに記載していただきたいと思います。

(2)として、再生プラスチックの利用量、利用率が前年度に比べて、仮に改善できなかった場合について、どのような理由で改善できなかったかというところを説明いただく欄も設けたいと考えております。

では、次に10枚目をお願いいたします。こちらは前項の数値目標に続いて、具体的な文章の形で書きいただく計画の内容になっております。(1)技術の向上、そして(2)は任意ですが、二酸化炭素の排出量の削減について、それぞれ報告年度において取り組まれたことというのを文章の形で記載していただくことを考えております。

(2)の二酸化炭素の排出量の削減につきましては、再生プラスチックの利用によって、どのくらいライフサイクルにおける二酸化炭素排出量が削減されたかというところを、事業者の皆様には計算ができる範囲で報告していただきたいと思いますけれども、自動車や家電などサプライチェーンが複雑な製品については、なかなか計算が難しい事業者もいると伺っておりますので、こちらは可能な範囲でと考えております。

では、次の11枚目をお願いいたします。こちらが計画と定期報告のスケジュールのイメ

ページでございます。先ほどの条文の内容を表に落とし込んだ形ですけれども、まず初回の提出が2027年の令和9年度、計画については初回の提出ということで、その計画の中で、事業者の皆様が5年以内で計画をまず立てていただく。仮に、例えば2030年の目標を事業者の方が立てた場合には、2030年のうちに次の2031年以降の計画を出していただくというようなことを考えております。定期報告については、2028年度以降、毎年提出していただくということを考えております。

次のページは、自動車についてのスケジュールでございます。計画のスパンが5年ではなく10年という形で書いてございます。なので、仮に事業者の皆様が2035年の目標を立てたという場合、計画に変更がなければ、2035年まで計画を改めて出していただく必要はなく、次回の提出は2035年にそれ以降の計画を出していただくような形を想定しております。

また、定期報告につきましては、2028年度から定期報告が始まりますけれども、再生プラスチックの利用量、利用率に関して、自動車はまだ定量的な報告が難しいと伺っておりますので、当面の間は再生プラスチックの利用量に関する定量報告は免除とさせていただいて、技術の向上ですとか、そういったことに取り組んだ内容を報告していただくような形で考えております。

具体的な定量報告の開始時期につきましては、国際的なルールの整備状況ですとか、供給体制の整備状況を踏まえて、今後、定量報告の開始時期を決定いたしまして、その開始事業年度の2年前をめどに通知するというような形で運用してまいりたいと思っております。

私からの説明は以上になります。

○山本委員長 今井補佐、ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました事項に関する質疑、自由討議に入りたいと思います。御発言を希望される方は、ネームプレートを立ててお知らせいただければと思います。また、オンラインの方は挙手ボタンでお知らせください。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

私から非常に小さな確認をさせていただきますが、スライドの7で、例えば定期の報告が毎年度9月末日までに行われなければならないといった場合は、事業年度は各社が自由に決めてよくて、例えば1—12の事業年度であれば、1月から12月について9月に報告するということがいいということですね。

○今井課長補佐 御質問ありがとうございます。こちら、事業年度と書いていますので、

事業者の皆様それぞれにある事業年度なので、1月始まりの事業者におかれては1月から12月まで、例えば4月始まりの事業者は4月から3月末までという形で、それぞれ次の9月末までに提出いただくという形にしたいと思っております。

○山本委員長 ありがとうございます。栗生木委員、お願いいたします。

○栗生木委員 御説明ありがとうございます。お示しいただいた方針に、特に違和感等はありません。なので、そのまま賛成させていただきたいと思いつつ、今回、定期報告なり計画の提出なりを皆さんにさせていただくということになるのだと思うのですけれども、ここで集められたそのデータを今後どのように活用していくといったようなお考え等あればお聞かせ願いたいというのが1点目。

2点目ですけれども、自動車の場合の定期報告等のスケジュール表の一番下に、「データ報告の国際的ルール、仕組み及び教育体制等の整備状況を踏まえ、定量報告の開始時期を決定」とあるのですのですけれども、データ報告のルールだとか仕組みだとかはD P Pとかもあると思うのですが、国内でもいろいろな形のデータ報告の仕組みであるとか、データ共有システムなどの検討はされているとは思いますが、その辺りのスケジュール感との整合性みたいなところ、日本国内のその仕組みの整備の見込みというところも併せて教えていただければと思います。

あと、細かい点ですけれども、国産再生プラスチックの定義は何かあるのかなという点が少し気になっております。

以上です。

○山本委員長 では、事務局のほうでいかがでしょうか。

○今井課長補佐 栗生木委員、ありがとうございます。

1つ目の御質問は、データの活用方法です。今回御提出いただく計画と定期報告の事業者の情報につきましては、まず1つには、それぞれの対象となる事業者が今後どのように再生プラスチックを使っていく予定なのかということと、具体的にそれがどの程度足元実施できているのかとかという国内の再生プラスチックに関する資源循環の達成度合いということとを国としてまず把握したいという趣旨が1つ。

もう一つは、事業者の個々のデータを集計させていただいて、どのくらい再生プラスチックに関する需要が足元、そして将来見込まれるのかということとを国としてお示しして、再生プラスチックの供給に関する投資の促進を促していきたいと考えております。

2点目に御質問いただきましたデータ報告のルールの整備と国内でのシステムの整備状

況というところですが、自動車につきまして、具体的な定量報告の開始時期というのは、国内の整備状況もさることながら、EUのELV規則のような国際的な規制の動向に合わせた形で、国内の事業者もシステムの整備等を進めていくものと考えておりますので、そうした国際的な動向を踏まえたいと考えております。

そして、国内でのシステムにつきましては、サーキュラーパートナーズ等をはじめとして、情報流通プラットフォームの整備を、国としても事業者の皆様と協力しながら進めているところでございます。

○葉山総括課長補佐 スケジュールのところだけ私から補足させていただきます。

再プラを使うとなると、今国内でまさに整備が進んでいるのがCMPの最終製品までのサプライチェーンになりますけれども、そこからさらに静脈側に行って、例えばこういった再生材を静脈のほうのプロセスで処理をして、それをまた製造に戻していく。いわゆる静脈のほうのデータプラットフォームというものも今年度から国内で議論を始めたところでございます。具体的にいつまでにというところをお示しするのが現時点では難しいのですけれども、今年度中に要件定義の第1案をまとめる予定でございまして、来年度以降、PoC実証なども踏まえながら、システム設計等を進めていければと思っています。

ELV規則のほうでも、恐らく同様のデータのシステムの議論が進んでまいりますので、そういった状況も注視しながら、静脈側のシステム設計というものもしっかり時期を捉えてやっていきたいと思っています。

○今井課長補佐 3点目の国産再生プラスチックの定義につきましては、今後ガイドライン等でももう少し詳しく定めたいと思っているのですけれども、現時点では、国内でマテリアルリサイクルですとかケミカルリサイクルの処理がなされた再生プラスチックのことを国産再生プラスチックと呼称したいと考えております。

○山本委員長 以上でよろしいですか。——ありがとうございました。では、続きまして、梅田先生、村上先生の順でお願いしたいと思いますので、オンラインでまず梅田先生、お願いいたします。

○梅田委員 ありがとうございます。全体としてはいいと思うのですけれども、今の国産再生プラスチックは微妙に引っかかって、今の説明だと、廃プラスチックを買ってきて、日本でペレット化したら、それは国産再生プラスチックなのかというのがちょっと気になったところが1点目です。

あと2点あって、1つは、9ページのところで、改善を書くというのはいいのですけれ

ども、改善し続けなければいけないのかというのが極めて日本的な報告様式だなど思っただけですが、例えば目標を前倒し達成するという場合もあるわけです。それでも改善しなければいけないのかなど。すみません、屁理屈ですけれども、何か省令とつながっているのですかというのが1つ。

自動車は定性報告でいいというのは諸般の事情で理解しますが、それと省令というのは矛盾していないのですかと。その3点です。よろしくお願いします。

○山本委員長　ありがとうございます。では、事務局、よろしいでしょうか。

○今井課長補佐　梅田先生、ありがとうございます。

まず1点目の御指摘につきましては、国内で再生プラスチック、リサイクルの処理をしたものと考えております。なので、厳密に言うと、廃プラの由来を国内に限定するのか、海外のものも認めるのかというところにも、論点としては1つあるかなと思っておりますけれども、この辺は、ガイドラインの策定の際にも、委員の皆様と御相談したいと思っておりますが、我々としては、マテリアルサイクル、ケミカルリサイクルの処理が国内でなされているというところが供給体制の整備という観点から必要かなと思っておりますので、仮に外国から廃プラスチックを購入してきて国内でリサイクル処理をした場合も、国産再生プラスチックと捉えてよいのかなと思っております。

2点目の目標を前倒しで達成した場合というところですが、仮に目標を前倒しで達成した場合には、新たに次の計画を立てていただくのがよいのかなと考えておりますので、そのような場合でも、計画の改定というところはお願いしたいかなと思っております。

3点目につきまして、自動車の定量報告をしばらく免除するというところにつきましては、自動車製造事業者にも定期報告の報告自体は2028年度から提出していただくのですが、スライドの9枚目の再生プラスチックの利用量、利用率という数値のところは、例えば空欄で出していただいて、10ページ目の技術の向上とか、そういったところについての記載のみの提出を認めるというような形での運用としたいと思っております。なので、定期報告の提出自体を免除するというわけではなくて、数値のところは記載不要という形にしたいと思っております。

○山本委員長　ありがとうございます。梅田先生、よろしいでしょうか。

○梅田委員　分かりました。2番目のもの、目標を達成したら次を出さなければいけない。そうではなくて、改善できなかった場合、その理由を常に書かなければいけないのかなというところだったのですけれども、分かりました。

○今井課長補佐　　すみません、私が聞き間違えていたかもしれないです。申し訳ないです。改善できなかった場合の理由をなぜ書かないといけないかというところの御質問でしょうか。

○梅田委員　　目標達成しても改善し続けなければいけないのかと。

○今井課長補佐　　ありがとうございます。目標を達成した場合に、その後、達成した目標をどう維持するということも、目標どおりであれば、そこはわざわざ改善しなければいけないという必要はないのかなと思いますので、仮に目標値を達成した場合には、(2)のような理由の説明は厳格に求める必要はないのかなと思っております。お答えになっていきますでしょうか。

○梅田委員　　ありがとうございました。

○山本委員長　　ありがとうございました。では、続きまして、オンラインで村上先生、お願いいたします。

○村上委員　　どうもありがとうございました。基本的な方向性に特に異論はございませんというのがまず一番大きなコメントです。

その上で、皆さんおっしゃっているので、しつこくなってしまうのですが、国産云々のところはちゃんと詰めなければという結論なのだと思います。例えばですけれども、パーツのサプライヤーが国外に存在していて、そこが再生プラを調達するケースとかというのは、輸入事業者でも違う、やはり最後は組立て加工が国内にいたるのだったら国内なのかなと思うのですが、そういうケーススタディーがかなりたくさん要る気がして、その辺、もう少し詰めていただかないとちょっと分からないなと思いましたという、コメントとして扱っていただければ結構です。多分、今お答えいただける話ではないと思います。

あと、同じく今、梅田先生がおっしゃっていた改善云々のところですが、これ、前年度比改善であるべきなのか、それともまとめた計画として立てている目標が早期達成したならば、目標達成しているのか、書かなくていいのかというので、もし後者なのであれば、様式については、目標に対して未達であるとか、改善できてないとかという書き方なのかなと思いましたというのが2つ目です。

あと1つですが、二酸化炭素のところは、任意であること自体に対して文句を言う気はないですが、もし出していただく際に、計算方法のガイドライン的なものをレファレンスするだけでいいと思うのですけれども、何か参照等で御用意いただくことになるのでしょうか。というのは、個別の事業者さんが違う方法をとられたり、年度によって違う計算方

法をされると、報告いただいている意味がないと思うので、その辺はどのような予定なのかというのをお知らせいただければと思います。

以上です。

○山本委員長　ありがとうございます。1つコメントと、2つ事務局へのお伺いということかと思えます。よろしくお願いします。

○今井課長補佐　ありがとうございます。1つ目のコメントにつきましては、今後、ガイドライン等の策定の際に検討させていただきたいと思えます。

2点目につきまして、目標の前年度との改善とするのか、目標年との比較とするのかというところにつきましては、計画自体が事業者の皆様が目標年と目標の数量を定めるという形になっておりまして、例えば2030年の目標を立てた場合、その前の2029年とか2028年といった、その目標年までの過程の年度については、特に具体的な数値が計画にはないと思えますので、そういった観点で、前年度と比べて改善できたかどうかというような書き方にしております。

なので、例えば事業者の目標年度が2030年であった場合には、2030年の報告についてはその目標値と比較するという形になるのかなと思えますし、仮にその目標値の手前の2029年度とかであれば、前年度との比較というような形で国としては判断するということになるのかなと思っております。この辺については、ガイドラインで注釈等を加えて、事業者に分かりやすいようにしたいと思います。

3点目の二酸化炭素の算定方法については、まさに御指摘いただいたとおりかなと思っております。それぞれバラバラの算定方法ですと比較が難しいということもございまして、こちらはガイドラインの中で、具体的に参照してもらいたい算定方法みたいなところはもう少し詳しく書きたいと思っておりますし、例えば容器包装とかでも、カーボンフットプリントの算定ガイドラインのような業界共通の算定方法みたいなところは、既に開発されていたり、開発中であつたりといったような状況でございまして、まずはそういった業界や製品ごとの算定ルールに従っていただくということかなとは思っております。いずれにせよ、ガイドラインではもう少し詳しく説明したいと思っております。

○山本委員長　ありがとうございます。村上先生、よろしいでしょうか。

○村上委員　基本的には大丈夫です。2点目、お伺いの仕方が分かりにくくてすみません。2030年目標設定を、例えば28年に余裕で達成してしまつて、それより29年がちょっと下がったときは一々書かなくてもいいではないかというようなことを梅田先生と似たよう

な趣旨で言いたかったという話でした。いずれにせよ、詰めていただくということかなと思います。

CO2のところは、できるだけ使い回しいただいて、ほかの目的にも使えるようなことで、できるだけ事業者さんの負担を下げ、でも、ちゃんとやっていただくような仕掛けにしていだければと思います。ということで大丈夫です。どうもありがとうございました。

○山本委員長　ありがとうございます。最後の使い回してうまく負担を減らしていくというのは本当に大事なことかなと思います。

栗生木委員、何かありますか。

○栗生木委員　再度ありがとうございます。技術の向上のところは自由記述ではあるのですが、こういったところで、技術の向上についての報告の仕方についてもガイドライン等を作成される予定があるのかというところはちょっとお伺いしたいなと思っています。

3条の書きぶりとして、技術というので終わっているんですけども、確かに技術も大事なのですけども、技術だけではないところの再生プラスチックの活用を促進するという意味では多少効いてくるのかなと思っています。法律の書きぶり上、このようなものになるのかもしれませんが、その場合においても、もう少し幅広に捉えられるほうが、より社会的にも促進が進むのではないかなと考えました。

2点目として、すみません、しつこくて。国産再生プラスチックなのですけども、CMPのお話も途中していただきましたが、もし輸入したものを活用した場合のことを想定すると、多分幾つかの法律が関わってくるだろうなと思っていますので、その辺りもきちっと整理して御検討いただけるといいのかなと思いました。

以上です。

○山本委員長　ありがとうございます。では、お願いします。

○今井課長補佐　ありがとうございます。1点目の御質問につきまして、技術の向上のところですけども、具体的に計画ですか定期報告に関するガイドラインという形で包括的に定めたいと思っていますので、技術の向上についても、具体的にどのような技術が期待されるのかとか、あとは具体的な記入例とか、そういうのも含めてもう少し詳しくガイドラインで説明していきたいと思っています。

また、御指摘のように、技術の範囲というところですけども、こちらは特にあまり狭

く解釈するというようなものでもないと思っていますので、事業者の皆様が取り組まれることについては、なるべく広く報告いただくとよいのかなと思っています。

○山本委員長　ありがとうございます。

皆様、どうもありがとうございました。大体これでコメントが出尽くしたというところかと思います。

それでは、本日、指定脱炭素化再生利用促進製品に関する省令案について今、議論させていただきまして、皆様、原案でほぼ合意いただいたと理解しております。とはいえ、今後、皆様からいただいた意見、あるいはその後の御議論を通じて若干の修正、調整等あるかもしれません。今後、省令案について、その調整をする上での具体的な方針に関しては事務局に御一任いただければと思いますが、この方針に関して御了承いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。会場のほうは異議なしということですが、オンラインの方で御異議のある方がおられましたら、意思表示をお願いいたします。

（「異議なし」の声あり）

特にないようですので、今の方針で今後の進め方につきまして御了承いただけたということにさせていただきます。合意いただきまして、ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。御議論いただき、誠にありがとうございました。

それでは、最後に三牧課長より閉会の御挨拶をお願いいたします。

○三牧課長　本日もありがとうございました。省令自体はあまり細かいことが書けないというところで、国産の話とかガイドラインのほうで、まず提出する事業者の方に分かりやすく負担にならないようにというのはもちろんですけれども、出していただいた後に、個別のは出さないにしても、マクロで足したデータというのはこれだけ需要があるという形で見せていかないといけないので、それを見た静脈側の産業の方が、これだったらより投資していこうとか、そういう細部のところが本当に大事なところだと思います。

一任はいただいたと思いますけれども、あとはその辺、我々もたたき台、早めにガイドラインを作らせていただいて、それに対してまたいろいろ御意見いただければと思いますので、引き続きよろしくをお願いいたします。本日はありがとうございました。

○山本委員長　三牧課長、ありがとうございました。

最後に、事務局から連絡事項お願いいたします。

○葉山総括課長補佐　本日の議事録は、委員の皆様にご確認をいただいた後、経産省ウェブサイトに掲載する予定ですので、御確認のほど、よろしくお願いいたします。

○山本委員長　ありがとうございました。

それでは、これもちまして、第2回脱炭素化再生資源利用ワーキンググループを終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

——了——